熊本県議会

道州制問題等調查特別委員会会議記録

平成23年12月12日

開会中

場所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成23年12月12日(月曜日)

午前10時2分開議午前12時2分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(16人)

委員長 中村博 生 副委員長 溝 口 幸 治 委 員 Ш 收 前 委 岩 下 栄 員 平 委 員 野 みどり 員 藤 委 Ш 隆夫 委 村 棠 員 重 委 員 池 和貴 田 委 員 松 出 徹 委 員山 ゆたか П 委 員上 泰 弘 田 委 員 東 充 美 委 員 泉 広 幸 委 員 杉 浦 康 治 委 員前 田 憲 秀 亚 委 員 橋 海

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 総務部

部長駒崎照雄市町村局長小嶋一誠人事課長古閑陽一財政課長浜田義之

税務課長 出 田 貴 康

市町村行政課長 能 登 哲 也

市町村財政課長 山 口 洋 一

企画振興部

総括審議員兼

政策審議監 河 野 靖

企画課長 坂 本 浩

健康福祉部

健康福祉政策課長 吉 田 勝 也環境生活部

政策審議監兼

環境政策課長 内 田 安 弘 商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長 田 中 邦 典

農林水産部

農林水産政策課長 国 枝 玄 土木部

監理課長 金 子 徳 政

都市計画課審議員兼

課長補佐 平 山 高 志

教育委員会事務局

教育政策課長 田 中 信 行

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川 上 智 彦 政務調査課主幹 板 橋 徳 明

午前10時2分開議

○中村博生委員長 おはようございます。ただいまから、第5回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

それでは、審議に入ります。本委員会に付 託されている調査事件は、地方分権改革に関 する件、道州制に関する件、政令指定都市に 関する件であります。 まず、執行部から説明の後に、一括して審 議を行いたいと思いますので、説明に当たっ ては、可能な限り簡潔にお願いいたします。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、 順次説明をお願いいたします。

議題1及び2について、坂本企画課長から お願いいたします。

○坂本企画課長 それでは、地方分権改革関係について御報告いたします。座ったまま失礼いたします。

1ページをお開きください。

右の欄に、地域主権改革における主な動きを整理しておりますが、9月議会以降の動きとしましては、11月29日に義務付け・枠付けのさらなる見直しについてということで、第3次見直しが閣議決定されております。第3次見直しにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

2ページは、前回も添付しておりましたが、22年6月に閣議決定されました地域主権 戦略大綱の概要版を掲載しております。この 大綱に沿って、改革が進められているところ です。

3ページをお願いいたします。

前回及び前々回に御説明させていただきました本年4月と8月に成立した第1次一括法と第2次一括法について、現在の本県対応状況をまとめております。

まず、基礎自治体への権限移譲についてですが、現在は平成24年4月の移譲に向け、住民サービスへの影響が生じないよう、県の主管課と市町村間で個別説明会の実施やマニュアルの作成・配付等を行っているところです。

また、熊本県知事の権限に属する事務処理 の特例に関する条例の改正を今議会に提案し ております。これは、この条例によって既に 権限移譲されている事務のうち、2次一括法 の成立により、法律上、市町村長が処理する こととなる14事務について、関係規定の整理をするものでございます。

その工程表は、次の4ページ基礎自治体へ の権限移譲に係る工程表になります。

3ページに戻っていただいて、義務付け・ 枠付けの見直しへの対応としては、来年の2 月議会以降、順次条例制定・改正を御提案させていただくことを予定しております。2月 議会には、4法律、24年度内には15法律の条 例改正を提案予定です。なお、市町村においても条例整備の必要があるため、県としても必要な情報の提供や支援を行ってまいります。

義務付け・枠付けの見直しに係る条例制 定・改正の工程表については、5ページに記 載をしております。

基準内容の検討、審議会等の開催、パブリックコメントの実施など、条例制定・改正に必要な準備が整い次第、個別に提案していくことにしております。

6ページをお願いいたします。

義務付け・枠付けの見直しに係る第3次見直しが、11月29日に閣議決定されております。

資料の中ほど、2、第3次見直しの概要と その主な例というところをごらんください。

(1)地方からの提言等に係る事項、(2)通知、届け出、報告、公示公告等(3)職員等の資格・定数等の3分野に係る1,212条項を対象に、許容類型に該当しない363条項について検討が進められ、291条項について見直しが行われております。

主な例として、地方からの提言等に係る事項では、都道府県交通安全対策会議の委員について、現行法令に掲げられているもののほか知事が必要と認める者をもって充てることができるようにするという改正や、指定居宅介護支援事業の人員・運営に関する基準の条例委任などがあります。今後の取り組みとして、法律の改正により措置すべき事項につい

ては、所要の一括法案等を平成24年通常国会 に提出することとされております。

7ページをお願いいたします。

ひもつき補助金の一括交付金化ということで、22年6月に閣議決定された地域主権戦略 大綱の概要を掲載しております。

左下のところに、実施手順としております が投資に係る補助金等は平成23年度以降段階 的に実施、経常に係る補助金等は平成24年度 以降段階に実施することとされております。

また、昨年12月の地域主権戦略会議において、都道府県分は23年度から導入、政令市を含む市町村分について、年度間の予算額の変動性を勘案し、24年度から導入することとされ、今年度は都道府県分の投資関係補助金等の一括交付金化が導入されているところです。

8ページは、24年度における一括交付金の 拡充についてということで、11月25日に開催 された地域主権戦略会議の配付資料を掲載し ております。

1、投資関係の都道府県分について、事業 選択における自由度をより拡大するととも に、効率的・効果的な執行が可能となるよう に対象事業の拡大・増額を図ることとされて おります。

市町村分については、24年度から一括交付金化の導入が予定されておりましたが年度間の変動や地域間の偏在が大きいといった課題を踏まえつつ、引き続き検討を進めるとされたところです。

そのため、24年度においては規模も大きく 都道府県に準じた権能を有する政令指定都市 を対象として導入するとされました。

なお、全国市長会、全国町村会からは一括 交付金化の導入に当たっては極めて慎重に検 討することなどの意見が出されております。

また、社会保障などの経常関係については、対象となり得る補助金等が限定され、地方が求める自由度の拡大や事業の効率化等に

寄与しない可能性があることから、引き続き 検討を進めることとされております。

来年度の一括交付金の規模については、本年度の5,120億円から増額を図ることとされており、都道府県分と政令指定都市分を合わせて8,000億円を目指すとされております。 来年度の制度設計については、今後、政府内で検討が進められることとなりますので、県としましては引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、国の出先機関の原則廃止に関連して検討しております九州広域行政機構について御説明いたします。

9ページをお開きください。ここからは資料が縦になります。

九州広域行政機構に関する経緯をまとめた ものです。ことしの経緯を国の動き、全国知 事会の動き、関西広域連合の動き、そして九 州知事会の動きの3列で整理をしておりま す。前回御説明した以降の動きについて御説 明いたします。

まず、10月7日国の出先機関の原則廃止の 方向性を早急に示すことを求める意見書の県 議会から国への提出があっております。前回 の委員会で御審議・御議論いただきました10 ページになります。

国の出先機関の原則廃止を進めるのか否か そのスケジュールに変わりはないのか否か、 早急に明確にするよう国に迫る内容となって おります。

9ページの表に戻っていただきまして、1 番左の列、国の第3回アクションプランの推 進委員会では、9月をめどに予定されていた 移譲対象出先機関決定に向けての中間取りま とめは、結局提示されませんでした。しか し、進めるのか否か、そのスケジュールに変 わりはないのか否かについては、その下、10 月20日に開催された第13回地域主権戦略会議 で野田首相から、関連法案を予定どおり来年 の通常国会に提出する方針が表明されまし た。

10月28日臨時国会における首相の所信表明演説も、出先機関の原則廃止に向けた改革を進めることが表明されております。

この首相の方針表明を受けて、1番右の列、10月31日に開かれた第138回九州地方知事会議では、「地域主権改革の推進について 『出先機関の原則廃止』に向けて」を特別決議しております。

11月21日に開催された政府主催の全国知事 会議でも首相が、次の通常国会に法案を提出 するべく最大限の努力をするよう閣僚に指示 したことを表明しています。

次の11月25日の第14回地域主権戦略会議では、10月7日の第3回アクションプラン推進 委員会で提示された検討課題の検討状況について、報告が行われております。

その次の段から点々枠囲みが3つありますが、これは今後の予定について記載しておるところです。年内には、広域連合への移譲に向けた課題の克服にめどをつけ、来年春には出先機関のブロック単位での移譲についての全体像を固め、来年通常国会に法案を提出するとされているところです。

11ページをお開きください。

先ほども申しましたように、10月7日の第3回アクションプラン推進委員会では、中間取りまとめは示されませんでしたが、かわりに内閣府から、この広域的実施体制の基本的枠組みに係る検討課題が示されております。広域連合制度を活用するための諸課題を3ページにわたり列挙してあります。13ページまでになります。

これに対して、九州地方知事会からは広瀬 知事が出席し、資料を提出して説明を行って います。

14ページをお願いいたします。

九州地方知事会が示したペーパー「出先機関の丸ごと移譲の実現に向けて」です。

まず初めに、国の出先機関の原則廃止は政

府の決定事項であり、地方もこれを信頼して 具体的な検討を進めてきたという九州の基本 的立場を説明しております。

次のページをお開きください。

内閣府が列挙している検討課題は、九州が2月に提案した広域行政機構法(仮称)の骨子(案)に既に示されていること、またアクションプラン推進委員会でも説明したということを述べ既に示していることなので、速やかにこの課題について政府の考え方を示すべきであるとしています。

最後に、丸ごと移譲に向け政治のリーダー シップをお願いするという内容になっており ます。

次の16ページは、その際の添付資料、広域 行政機構法骨子案のポイントです。丸ごと移 譲、新たな組織、ガバナンス、財源措置につ いて記載をしているところです。

17ページをお開きください。

10月31日に開催された九州地方知事会議で、特別決議を行いました。「地域主権改革の推進について『出先機関の原則廃止』に向けて」です。

内容は、10月20日に野田首相が法案を通常 国会に提出するということを表明したことに 大きな期待を抱いており、閣議決定されたス ケジュールに沿って、改革を着実に推進して いくよう求めるという内容となっておりま す。

次の18ページをごらんください。

これは、10月25日に開催された第14回地域 主権戦略会議で、内閣府から示された資料で す。10月7日に示された検討課題の検討状況 を報告する内容で、3行目に政府部内の議論 集約に向けた取り組みが進んでいるが、なお 残る主な論点は以下のとおりとされており、 論点が絞られております。しかし、それ以外 の論点はどうなったかについては、具体的に は示されておりません。

最後に、この第14回地域主権戦略会議の

後、今回資料には記載しておりませんが、12 月9日、先週の金曜日には民主党の地域主権 調査会総会が開催され、九州地方知事会会長 が出席して、民主党の国会議員の方々と意見 交換を行っております。

会議の内容は非公開とされておりますが、 広瀬会長が丸ごと移譲や財源の保障、さらに は緊急時に対応できるよう制度上担保するこ となどが必要などといった、従来からの九州 の基本的考え方を説明し、国会議員と意見交 換会が行われた模様です。

地方分権改革関係の説明は、以上となります。

続きまして、道州制関係について御報告させていただきます。

21ページをお開きください。

道州制関係の動きを一覧にしております。 前回の報告から、動きのあったものをゴシック体で記載しております。

11月16日、鹿児島市で九州地域戦略会議が 主催する道州制シンポジウムin鹿児島が開催 されました。冒頭、鹿児島県の伊藤知事があ いさつして、今後10年から30年のうちに九州 は1つということが、経済的・行政的に必要 となるということを述べました。

同じ日に、超党派の国会議員などが参加する道州制懇話会のシンポジウムが開催されております。堺屋太一氏、大田弘子氏、高橋洋一氏による公開討論が行われました。

翌日の11月17日に、九州に活動拠点を持つ 経済人が参加する九州経済フォーラムが模擬 九州府長就任式を開催しました。九州経済フォーラム会長の石原 J R 九州会長が、道州制 の九州府長に就任したと想定し、模擬就任演 説、模擬記者会見が行われました。

続きまして、22ページをごらんください。

一昨年、昨年と開催しておりますが、今年 度も道州制の周知啓発として道州制シンポジ ウム・イン熊本を開催いたします。来年1月 25日水曜日の13時30分から、熊本テルサで開 催する予定です。今回は、前総務大臣の片山 慶応義塾大学教授をお迎えし、基調講演をい ただくとともに、パネルディスカッションで は蒲島知事と九経連の松尾会長も参加して、 議論を行う予定となっております。

詳細が決まり次第、委員の方々には御案内 申し上げます。ぜひ御参加いただきますよ う、お願いをいたします。

道州制関係の説明は、以上です。

○中村博生委員長 次に、議題3政令指定都 市関係について、能登市町村行政課長。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

本日は、委員会資料のほかに参考資料も準備しておりますが、主に委員会資料に沿って 御説明いたします。資料は、24ページからで ございます。

資料はⅠ政令指定都市制度の概要、Ⅱ政令指定都市移行に向けたこれまでの取り組み、 Ⅲ政令指定都市移行に向けた平成23年度の取り組みの3部構成にしておりますが、Ⅰ及び Ⅱにつきましては、9月議会以降に取り組み 内容に変更がございませんので、説明を割愛 させていただきます。

それでは、資料34ページをお開きくださ い。

9月議会以降の動きにつきまして、Ⅲ政令 指定都市移行に向けた平成23年度の取り組み を御説明いたします。

まず、1の主なスケジュールでございます。9月議会以降の主な取り組みといたしましては、2の熊本市を政令指定都市に指定する関係政令及び公布にも記載しておりますが、10月18日に熊本市を指定都市に指定するための地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令の改正について、閣議決定がなされました。さらに、10月21日には、改正政令の公布がなされてございます。

これによりまして、平成24年4月1日の熊本市の政令都市移行が正式に決定したことになります。

次に35ページ、3 県から市への事務権限 移譲でございます。

まず(1)の円滑な事務権限移譲の推進のうち①の事務権限移譲に係る事務引き継ぎでございます。

事務引き継ぎにつきましては、これまでも 御説明してまいりましたとおり、移譲する事 務について、移譲に伴う事務処理の停滞や住 民サービスの影響が生じることがないよう に、県・市で連携しながら取り組みを進めて おります。

平成23年度下半期につきましては、(ロ)に ございますように、住民への周知、関係事業 者等に対する説明会等の開催、諸様式の印 刷、窓口のサインの準備、受け付けや事務処 理のシミュレーションなど、熊本市における 事務処理を念頭に置いた直前の準備を進める こととしております。今回の正式決定を踏ま えまして、熊本市が準備を加速させてまいり ます。

なお、中ほどに記載しておりますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、長い法律名でございますが、いわゆる第2次一括法でございますが、その成立などに伴いまして法令必須事務が増加するなど、熊本市へ移譲される事務の一部に影響が生じる見込みでございます。最終的な移譲事務数につきましては、若干の増減が予想されます。

具体的な移譲事務数などにつきましては、 2月議会におきまして御報告いたしますが、 これらの事務につきましても、県・市担当課 の間で十分な引き継ぎを行うこととしてござ います。

また、9月議会の当委員会における御意見 を踏まえまして事務権限移譲の結果、想定さ れる影響とその対応策等に係る調査を改めて 実施いたしましたので、調査結果について御 説明いたします。

お手数でございますが、参考資料の10ページをお開きください。

1の趣旨にありますとおり、熊本市の政令 指定都市移行に伴いまして県から市に移譲さ れるすべての事務につきまして、現時点にお いて想定される事務権限移譲による影響とそ の対応策について、全庁的に調査を行いまし た。

調査2につきましては、(2)に記載しておりますとおり、①事務権限移譲に伴い関係者に新たな負担が生じるもの、②事務権限移譲に伴い、県で処理する基準と市で処理する基準に差が生じるもの、③既存の制度が異なるため、事務権限移譲に伴い関係者へ影響が生じるもの、④事務権限移譲に伴い事務処理に時間がかかるようになるものという4つの視点から影響が生じないか調査を行いました。

調査結果の詳細につきましては、参考資料の11ページ以降に事務ごとに整理してございます。

11ページをお開きください。

まず、事務権限移譲に伴い関係者に新たな 負担が生じるもの、8事務でございます。

(1)自立支援医療費、精神通院医療に関する事務を例に御説明いたしますと、影響の概要にございますように、精神疾患の方が治療のために医療機関を利用された際には、医療機関が医療費を自治体に請求いたします。この場合、これまでは医療機関は県へ一括請求を行えばよかったのですが、移譲後は県と市町村に分けて請求することになります。また、医療費を受けている受給者の方が、熊本市と熊本市以外の県内市町村との間で転居された場合、これまでは県への転居届けだけで済んでいたものが、転居先に応じまして、県または熊本市に再度認定申請を行うこととなるといった影響が生じます。

このような影響に対しましては、影響に対

する対応策の欄にございますように①の影響 に対しましては関係する指定医療機関に医療 費請求の手続に関する資料を作成し、十分な 説明を行うこととしてございます。

②の影響に対しましては、転居の際の認定 申請につきまして、県・市間で診断書等の添 付資料を相互に提供することなどによりまし て、申請者の負担軽減を図ることとしてござ います。

その他の事務につきましても、関係者に何らかの新たな負担が生じますが、その負担が 軽減されるような対応策を講じることとして おります。

次に、15ページでございます。

事務権限移譲に伴い、県で処理する基準と 市で処理する基準に差が生じる可能性がある もの、これが6事務ございます。

最初に、(1)の身体障害者更正相談所の設置を例にいたしますと、熊本市への移譲後は、更生医療費及び補装具費の判定につきまして、熊本市が独自の基準で実施できるようになることから、県と市の間で取り扱いが異なる可能性がございます。しかしながら、既に県と市の担当者の間で判定基準を同一のものとすることで協議を行ってございます。

その他の事務につきましても、移譲に伴いまして処理基準などに差が生じる可能性がございますが、影響を小さくするように対応策を講じることとしてございます。

次に、18ページ、3、既存の制度が異なる ために事務権限移譲に伴い関係者に影響が生 じるものでございます。これは9月議会で御 指摘もございました工事等に係る入札契約制 度の運用でございます。県と熊本市で入札契 約に関しまして方法や基準等が異なってお り、現状のままではこれまで熊本市内の県工 事の入札に参加できた熊本市外の県内業者 が、政令指定都市移行後は同規模の工事の入 札に参加できなくなる可能性があるというも のでございます。影響に対する対応策といた しまして、市に対しまして建設産業振興プランに掲げます県内企業の受注機会の拡大の趣旨について説明を行いますとともに、県の発注方法を情報提供するなど、取り組みを行うこととしております。

次に、4 事務権限移譲に伴い、事務処理 に時間がかかるようになるものでございま す。旅券、パスポートの申請受け付け・交付 等に関する事務でございますが、熊本市に移 譲されることによりまして、熊本市で設置さ れる各区役所で申請受け付けと交付が可能と なり、県民の利便性が向上し、さらには申請 者の本籍地が熊本市の場合、戸籍をとる場所 での申請が可能となることで、ワンストップ サービス化が図られるといったメリットがご ざいます。しかしながら、旅券の作成は引き 続き県で行うことになってございますので、 県と市との間での申請書類の交換の日数が増 加することになります。現在、県では6日で 処理しておりますが、あくまでも現時点での 予定ですが、移譲された後は、その交換の時 間等がございますので、9日間で処理される こととなる見込みでございます。パスポート の事務につきましては、既に県から多くの市 町村に移譲済みでありますが、申請者が早急 に渡航する必要があり、市町村での申請受か 付けでは渡航に間に合わない場合などには、 県庁での申請受け付けも可能としており、熊 本市の場合も同様の措置を講じることとして おります。

参考資料の10ページに戻っていただきた いと思います。

影響の生じます15事務につきまして類型ごとにかいつまんで御説明いたしましたが、これらの事務の中には、既にそうした影響を踏まえて十分な調整が行われているものも含まれております。また、各所管部局では引き続き来年4月までの間、影響緩和のための対応策を講じることとしております。

4 今後の対応ですが、熊本市への移譲事

務については、政令指定都市移行後は熊本市が主体的に対応することとなりますが、今後も影響緩和を含めて、県が有している事務処理のノウハウなど、できる限りの事務引き継ぎを行うこととしております。さらに、人事交流や研修等も積極的に活用するとともに、担当窓口が県から熊本市に変更される事務については、県及び熊本市の広報紙等による周知徹底や関係事業者等への説明会の開催など来年4月の事務権限移譲に向けて、県市連携した取り組みを引き続き進めていくこととしております。

次に、資料に戻りまして、36ページをお願いいたします。

②事務権限移譲に伴う県市間の人事交流、 ③県市間における連絡調整会議の設置、④熊本市における取り組みのうち(1)区役所等の 整理につきましては、9月議会で説明した内容で現在取り組みを進めているところでございます。

次に、(2)区役所開設に向けた準備でございます。熊本市では、区役所開設に向けて本年4月から庁内関係部署の職員による区役所開設準備プロジェクトを設置し、区役所開設時に各種手続がスムーズに実施できるよう、さまざまな取り組みを進めていますが、11月1日には区長予定者を初めとする区役所開設準備担当職員30名に併任辞令を発令し、区役所への引越しや職員研修等の準備を着実に進めているところでございます。

次に、(3)区バス導入に向けた準備、37ページ、5県・市連携した取り組みのうち(1)から(3)につきましては、9月議会で御説明しておりますので、割愛させていただきます。

次に、38ページ(4)政令指定後の関係条例 の改正でございます。

熊本市の政令指定都市が正式に決定したことから、熊本市では区の設置等に関する条例など、県では知事の権限に関する事務処理の

特例に関する条例などの制定・改廃が必要となります。県では、原則として事務権限移譲に伴う条例については、閣議決定直後の11月定例会に、区制導入に伴う条例については、熊本市で区の設置等に関する条例が可決されました後の2月定例会に提案することとしておりまして、今定例会では熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例及び熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の改正を提案させていただいております。

改正条例の内容につきましては、参考資料 23ページに資料をつけておりますので、後ほ どごらんいただきたいと思います。

次に、(5) 政令指定都市移行に係る周知等 でございます。9月にも御説明いたしました が熊本市の政令指定都市への移行が正式に決 定しましたことを受けまして、窓口が県から 市に変更となる事務、行政区の設置に伴う住 居表示の変更、さらには、それに伴う既存の 許認可や登録の変更が必要となる手続などに ついて、広く周知広報を行う必要がございま す。現在、熊本市とそれぞれの役割分担など につきまして相談を行いながら、周知広報に 向けた取り組みを進めているところでござい ます。

(6) 政令指定都市実現に向けた気運醸成の 取り組みでございます。これまでも熊本市政 令指定都市推進協議会における取り組みや、 熊本市の取り組みを支援してまいりました。 この協議会では、移行の正式決定を受けまし て、中心市街地アーケードでの懸垂幕や吊り 看板の設置を行うとともに、熊本市と共催し て、PRイベントとしましてラッピング市 電、市バスの運行や政令指定都市誕生記念イベントを開催しております。また、熊本市に おいても、市役所庁舎前への政令指定都市移 行決定看板の設置、該当PRイベントや市政 リレーシンポジウムの開催などを行っており ます。 今後も、この協議会及び熊本市と連携しながら、100日前カウントダウンイベントの開催などを予定しておりまして、県におきましても引き続きこうした動きを支援することとしております。

最後に、39ページ(7)都市計画法に基づく 区域区分、線引きについてでございます。

富合町、城南町及び植木町の旧3町における区域区分・線引きの必要性及び本年9月までの取り組みにつきましては、前回御報告しておりますので、10月以降の取り組みについて御説明いたします。

県及び熊本市でそれぞれ開催いたしました 公聴会で出されました関係住民からの意見 や、その検討結果を参考に県としての案を作 成しまして現在、国との事前協議を進めてい るところでございます。今後は速やかに事前 協議を整え、公告縦覧、県都市計画審議会へ の付議など、都市計画法の手続を経まして平 成20年3月までに手続を完了するように県市 で連携しながら取り組みを進めていくことと しております。

以上、熊本市の政令指定都市移行に関しまして、9月議会以降の取り組み状況を中心に 御説明を申し上げました。御審議のほど、よ ろしくお願い申し上げます。

○中村博生委員長 次に、政令指定都市誕生 後の県内各地域の将来像について、坂本企画 課長。

○坂本企画課長 企画課でございます。

政令市誕生後の県内各地域の将来像、いわゆるビジョンの案について御説明させていただきます。

若干長くなりますが、お許しいただきます。

このビジョンの策定に当たりましては、これまで当委員会において経過を御報告しながら進めてまいりました。その中で、年内に策

定するというスケジュールをお示ししておりましたが、今回、最終案を策定いたしました。

別冊でお配りしておりますA4の冊子それ とA3の1枚の概要版で御説明させていただ きます。

今議会の一般質問でも多くの御質問をいた だき知事、企画振興部長が答弁をしておりま すので、重複する部分もあるかと思います が、御容赦ください。

それでは、まずA3の概要版をごらんください。

左側、1の策定の基本的な考え方、2の本 県を取り巻く環境、3の今後の県政における 取り組みの方向性~重点化ポイント~につき ましては、これまで説明してまいりましたと おりでございます。前回の委員会でも御説明 していました内容から変わってはおりませ ん。

まず、1の策定の基本的考え方ですが、新 幹線駅や熊本市から離れた地域において、新 幹線全線開業や政令指定都市誕生の効果、チ ャンスをどう生かすのかなどの不安があり、 県としてはこの不安を払拭し、チャンスを最 大限に生かして、地域の活性化につなげてい くため、この県内各地域の将来像を策定する こととしたものです。今回策定する地域の将 来像や取り組みの方向性に沿って、県と市町 村が連携して取り組んでいきたいと考えてお るところです。

2の本県を取り巻く環境ですが、人口減少 や少子高齢化、地域経済の低迷など、本県が 直面している現状を分析しております。

本文では、数字を示しております。例えば 地域間格差については、申しわけありません が冊子の方の4ページ、5ページをお開きい ただいてよろしいでしょうか。

人口の減少や、1人当たりの市町村民所得などの表がここにあります。特段の御説明は 省略いたしますけれども、人口の集中と経済 の地域間格差などが顕著にあらわれていると 認識をしております。

概要版にお戻りいただきまして、左側の中段に「ビッグチャンスを最大限に生かす」と書いておりますが、そのため本県を取り巻く環境を踏まえ、さらなる県勢の発展や地域の活性化を目指し、4つの方向性に沿った取り組みの重点化を図ることとしました。それが3の今後の県政における取り組みの方向性~重点化ポイント~でございます。新幹線全線開業と政令指定都市誕生の効果の全県波及、政令指定都市以外の地域振興の重点化、道州制や急成長するアジア等世界をにらんだ取り組みの展開、安全・安心な暮らしを支え未来につながる県土づくりの推進の4つでございます。

新幹線全線開業と政令指定都市誕生の効果の全県波及については、①新幹線を最大限に生かすための取り組みの強化ということで、具体的には新幹線で熊本を訪れた観光客などを県内各地へ誘導していくため、広域連携あるいは2次アクセスの整備充実などを挙げております。

②の熊本都市圏の拠点性向上とその他の地域との連携による相乗効果の増大は、熊本市が政令市効果を最大限に発揮し、県全体の牽引役となるとともに、他地域との連携強化、さらには熊本駅、空港、熊本港などの交通拠点の充実により、九州における拠点性の向上、国内外との交流の拡大を目指します。

次の政令指定都市以外の地域振興の重点化につきましては、①地域住民や市町村が行う地域活性化の取り組みの総合的支援を行います。県としては、地域資源を生かした地域の取り組みを後押しし、市町村、地域住民や団体等と共同して取り組むこととしています。

一方で②広域的な取り組みや基盤整備の推進としているとおり、市町村域を越え広域的に取り組む方が、より効果的な場合も多く、県としてはそのネットワークづくりなどを推

進していくこととしています。

(3)として、道州制や急成長するアジアと世界をにらんだ取り組みの展開という方向性について記載しています。

①九州ワイドの取り組みの推進ですが、将来の道州制を見据えて県境交流を進め、九州各県との連携による取り組みを進めます。九州における拠点性を高めるための幹線道路ネットワークの整備、県境地域における県境を越えた広域観光連携などの取り組みを展開することとしています。

②ではアジア等世界をにらんだ取り組みの 展開ということで、東アジアをはじめ世界に 目を向け、世界を相手にした交流促進によ り、海外の活力を取り込んでいくという方向 性を記載しております。

(4)安全・安心な暮らしを支え未来につながる県土づくりの推進ですが、東日本大震災の教訓を生かし、県民の安全・安心な生活を確保するという観点からまとめています。

①では危機管理体制や防災機能の充実強化を図ること、地域医療体制の充実、地域包括ケアの整備などについて、②では福祉・医療サービス、食料生産、道路や公共交通ネットワーク、高速情報通信網などの基盤整備に取り組むこと、また、新エネ導入や省エネ推進を柱とする総合的エネルギー政策の策定や子育て環境、教育環境の整備を図ることなどについて記載しています。

以上が、4つの取り組みの方向性です。 続いて、右側の各地域の将来像について御 説明いたします。

各地域においては、それぞれ有する資源を 生かして、個性的で魅力ある地域づくりを進 めていくことが大切です。県では、どの地域 にあっても誇りに満ちた暮らしが送れるよ う、各地域の振興に取り組むことを基本とし ています。

今回、市町村の御意見を踏まえ、地域ごと の将来像を描き、取り組みの方向性などを示 すこととしておりますが、その際、近接する 複数の市町村において取り組みの方向性が合 致するあるいは広域的に連携して取り組む方 が、より効果的な場合も多くなっていること から、さまざまな連携を包含する広域的な地 域を想定し、その地域ごとに記載することと しました。

今回想定した地域は、あくまで重点化ポイントの視点での連携を中心にとらえ、市町村でも区分しておらず、当然、地域振興局管内などを越えて、弾力的にとらえるようにしております。また、福祉や教育など、どの地域でも取り組むこととなる施策は、あえて地域ごとには記載をしておりません。

主な取り組みの方向性は、ここに記載の6つの地域ごとに示しております。この広域的な地域のくくり方について、冊子の方の30ページのイメージ図をごらんいただきたいと思います。

最後のページになります。

新幹線新駅からの波及を最大限に生かすという視点でまとめたのが、波線で囲んだ地域です。新玉名、熊本、新八代、新水俣の各駅との連携が有効な地域です。

次に、広域観光連携など多様な連携の可能性がある地域が、実線で囲んだ地域です。そのほか、県境連携が考えられる地域を点線で囲んでおります。

そのうち実線で囲んだ地域が、より多くの 連携を含んでいると考え、今回はこのくくり で各地域の将来像をまとめることとしまし た。

熊本市を中心とした熊本都市圏地域、荒 尾、玉名、山鹿、菊池の各市と、その周辺部 からなる県北地域、それと阿蘇地域。県央の 中でも東側の地域、八代と水俣・芦北、人 吉・球磨からなる県南地域、そして宇土半島 から天草にかけての地域という6つの地域を 想定し、整理をしたところです。

それでは冊子を使いまして、地域ごとに説

明をさせていただきます。

まず、17ページをお願いいたします。

地域ごとに、①で位置づけ(性格)、それと ②で将来像、③で主な取り組みの方向性とい うことで整理をしております。

①の位置づけは、地理的要因などを中心に ②の将来像は、現在ある強みをさらに伸ばす イメージで描いております。

熊本市を中心とした熊本都市圏地域ですが、この地域は拠点性の向上やハブ機能の強化を図り、県全体を牽引していくべき地域と考えています。

将来像として、政令市となる熊本市が九州を代表する都市として強力な都市ブランドを世界に発信し、熊本市を中心とした都市圏地域は、産業や経済など県全体を強力に牽引する姿を描いております。また、九州における拠点性が向上し、国内外との交流が拡大している、また、貴重な財産である地下水を守り、熊本の誇るべき宝として活用されているとしております。

主な取り組みの方向性としては、これまで の産業集積等を生かした関連企業誘致の促 進、次の18ページでは、生活環境の整備等に よる移住・定住の促進を記載しております。

また、熊本市及びその周辺地域におけるハブ機能の強化としては、増加する交流人口を 県内全域に波及させるため熊本市と県内各地域を結ぶ道路の整備、公共交通機関などの交通ネットワークの強化を記載しました。さらに、官民協同による地下水保全対策の強化、 県と熊本市との連携強化という方向性を記載しました。

政令指定都市誕生の効果を熊本都市圏のみならず、県内全域に波及させていきたいと考えております。

20ページをお開きください。

県北地域です。この地域は福岡をターゲットに菊池川流域の連携による交流の拡大や、 定住人口の増加を図っていく地域と考えてい ます。将来像としては、豊富な地域資源を活用したさまざまな連携により魅力的な広域観光が展開され、交流人口が拡大し、福岡都市圏等に通勤する人たちが移住するとともに、自動車など関連企業がさらに集積、さらには畜産や野菜、果樹などを中心に生産性の高い農業を展開されているという姿を描きました。

主な取り組みの方向性として、新玉名駅からの2次アクセスの向上を図るとともに、その他の交通拠点を生かした取り組みを強化するなど、県北の玄関口としての玉名地域の機能強化、また、20ページの下に記載しておりますような、さまざまな地域資源を生かしながら、福岡などからの誘客を目指した広域的観光の振興を記載しております。これまで培ってきた韓国などとの交流を生かし、隣接する福岡、その先にある中国地方、関西、関東地方や東アジアを見据えた交流拡大に向けた取り組みを推進していきたいと考えています。

さらに21ページでは、県下有数の農産物、森林資源、水産物などの地域資源については、消費者ニーズを踏まえた商品づくりなどを進め、さらなる農業所得の向上を目指すこととしております。

22ページをお開きください。

阿蘇地域です。この地域は、阿蘇の草原の維持・再生や世界への情報発信により、九州における観光のハブ化を推進していく地域と考えています。将来像としては、阿蘇の草原、豊かな自然や魅力ある景観が守られ、農林業への新エネルギーの導入や農畜産物のブランド化が進み、持続可能な農山村の形成、交流人口がますます増大している姿を描きました。

主な取り組みの方向性として、阿蘇の草原 の維持・再生等と九州観光の拠点化、ハブ化 の推進を掲げています。

熊本はもちろん九州、日本のブランドであ

る阿蘇、そしてこの地域の観光を支えている 阿蘇の草原の維持・再生に向けた取り組みを 強化するとともに、地域資源を生かした滞在 交流型観光の振興や、阿蘇と各県の観光資源 を結ぶ広域観光ルートの充実、隣接する阿 蘇、熊本空港の機能強化を図り、九州におけ る観光の拠点化を促進したいと考えていま す。また、世界文化遺産や世界ジオパークネ ットワークの登録に向けた取り組みを推進し ます。

また。23ページにはエネルギーの地産地消(スマートビレッジ)のモデルづくりや、地域特性を生かした農業の振興を掲げています。豊かな森林資源、小水力、地熱など新エネルギーとして活用できるものが多くあるこの地域で、環境に負荷をかけない農林業の推進とともに、エネルギーの地産地消を実践するスマートビレッジのモデルづくりを目指します。また、観光との連携はもとより、阿蘇というブランド力を生かし、農家レストラン、農家民宿、グリーンツーリズム等を活用した6次産業化などを推進していきたいと考えています。

24ページをお願いいたします。

県央東部地域ですが、この地域は地理的特 性を生かした平坦部での定住促進や、緑川流 域の連携による広域的な観光振興などを図る 地域と考えています。将来像としては、熊本 市に近接する平坦地域において、その地理的 優位性を生かした商工業の集積が図られ、多 くの人の移住・定住、また山間地において は、九州中央自動車道の整備にあわせ、宮崎 県境地域との連携が深まり、魅力ある地域資 源を生かし、観光振興等により交流人口が増 加している姿、さらに農畜産業や林業におい て高付加価値化等による所得の向上を描きま した。主な取り組みの方向性として、熊本市 及びその隣接地域への通勤圏としての移住・ 定住の促進とともに、整備が進む九州地方自 動車道などの高速交通網や阿蘇・熊本空港へ

の利便性の高さといったポテンシャルを生か した企業誘致の推進を掲げました。また、中 山間県境地域における交流人口拡大を掲げま した。

緑川流域や宮崎県に続く日向往還といった 歴史的資産、伝統芸能、九州山地の自然環境 等を生かした観光振興に力を入れ、交流人口 の拡大を図ります。また、高冷地野菜などの ブランド化、地域の農林産物を活用した特産 品の開発・製造・販売を目指す6次産業化の 推進などによる農林業の高付加価値化に向け た取り組みを強化することとしています。

25ページは、県南地域です。この地域は、 核となる八代の拠点性の向上とともに、八代 地域と水俣・芦北地域、人吉・球磨地域、こ の3者が連携しながら、地域資源を生かした 農林水産業の振興や交流拡大を図る地域と考 えており、今回の地域想定の中でも最も広範 囲の地域を想定しています。将来像として は、新幹線や高速道路など南九州の高速交通 網の結節点としての機能や、アジアに向けた 物流拠点としての八代港の機能の強化によ り、八代の拠点性が向上し、県南地域を構成 する各地域間の連携も深まり、人的・物的交 流が活発化する姿、県内有数の生産量を誇る 農林水産物や地域に息づく歴史・文化・自然 環境など、特色のある資源を生かした取り組 みにより経済が活性化してきている姿を描き ました。

主な取り組みの方向性としては、まず農林 産業のさらなる振興を掲げました。平坦地で の農地の集約、施設園芸での低コスト化、ブ ランドの維持確立に向けた取り組みをさらに 強化し、中山間地では地域特性に応じた農産 物の栽培、高品質化、また水俣・芦北地域で の環境保全型農業の推進、山間部での林業、 木材産業のさらなる発展に向けた木材の加工 流通機能の拡充などを記載しています。

さらに、八代港や南九州の交通インフラの 結節点としての機能、県内有数の農業生産地 という特性に着目し、食品関連産業を中心と した企業誘致や地場産業の振興を図っていき たいと考えています。

26ページをお開きください。

八代港のさらなる活用では、八代港の港湾施設の整備を促進しながら、八代、水俣、芦北や人吉、球磨地域で生産される豊富な農産物、木材などのアジアに向けた輸出拡大を目指したいと思います。

次の広域観光の推進では、2つの新幹線駅、南九州の交通結節機能を生かした交流人口の拡大を図ることとしており、八代、水俣、芦北、人吉、球磨の3つの地域、さらには宮崎県や鹿児島県を結んだ広域的な観光を推進します。それぞれの地域が持つ魅力ある資源を生かしながら、魅力ある観光地づくりを進めることとしています。

さらに、県八代運動公園などを生かしたスポーツによる賑わいづくり、八代で盛んな施設園芸農業のハウス加温に、人吉・球磨などの豊富な林業資源を生かした木質ペレット等を活用し、コストの安定化を図るなど、農業における新エネルギーの導入などを掲げています

27ページには、県政における歴史的経緯と 重要性を踏まえながら、第5次水俣・芦北地 域振興計画を着実に進めるとともに、ふるさ と五木村づくり計画に基づくソフト、ハード の取り組みを推進していくことを記載してお ります。

28ページをお願いいたします。

最後に、天草・宇土半島地域です。この地域全体として広域的な観光による交流人口の拡大や、天草ブランドを生かした産業振興などを目指す地域と考えております。将来像としては、地域特有の景観、自然、歴史・文化などを生かし、宇土半島から天草までが一体となった、さらには島原半島や鹿児島県の出水地域と連携した広域的な観光が展開され、交流人口が増加。また、農林水産業における

6次産業化や水産業の振興、天草オリジナル ブランドの発信などにより、経済が活性化す る姿を描きました。

主な取り組みの方向性としては、地域の特性を生かした観光の振興を掲げました。世界に通用する地域資源を結びつけ、宇土半島から天草の下島まで、さらには長崎、鹿児島と連携した回遊性の高い観光の振興、また豊富な農水産物を活用した食と観光の連携など、各種産業と観光との連携を推進します。

あわせて、天草・宇土半島地域へのアクセスの魅力向上を図るため、三角線における観光列車「A列車で行こう」、天草宝島ラインの活用、熊本天草幹線道路の整備などの取り組みを進め、天草エアラインの利活用も促進します。

平成28年度は、天草五橋開通50年に当たりますが、地域が一体となった連携事業の推進を図っていきたいと考えています。

また、29ページには6次産業化等による農 林水産業の振興と天草オリジナルブランドの 育成と発信を記載しています。

地域特産物の高品質化、ブランド化、また 企業参入による耕作放棄地等を活用したオリ ーブや緑竹等の栽培を推進するとともに、商 品化への体制を確立し、新たな産業の創出に 向けた取り組みを推進します。

クロマグロやクマモト・オイスターなどの 新たな養殖水産物の安定生産や加工品の開発、天草産として消費者に届ける流通体制の 整備を進めます。多品種にわたる農林水産物 を1年を通して提供できるという強みを観光 と結びつけることで、農林水産業の振興につ なげます。「天草謹製」の取り組みを促進、 天草陶磁器など伝統産業のブランド化をさら に推進していくことを考えております。

御説明してきました今回のビジョン、各地域の将来像や取り組みの方向性などは、市町村との意見交換を重ねながら描いてまいりました。そのため、方向性や考え方について市

町村とも共有できたのではないかと考えております。こうした方向性に沿って、市町村と 一緒になって地域の活性化に取り組みたいと 考えております。

私からの説明は、以上です。

○中村博生委員長 以上で執行部からの説明 を終わりましたので、これより質疑に入りた いと思います。

まず、地方分権改革と道州制関係について の質疑を行いたいと思います。質疑のとき は、挙手をお願いいたします。ありません か。前川委員。

○前川收委員 最初の特別委員会資料の16ページで、九州広域行政機構の話も随分先に進んでいるような感じで、閣議決定をされて来年、法案を通常国会に出すというところまで、先ほどの説明の中ではお話があったようであります。できるかできないかは別としても、そういうことを総理がはっきりおっしゃっているということでありますから、私の想定よりかなり前に行っているのかなという気はしております。

そこでですけれども、基本的に広域行政機 構というものが本当に動き出すという状況 が、今この説明の段階においてはかなり現実 的なものとして見えてきました。議会の役割 というのは、前に進めたりちょっと立ちどま ったりして、いろんなことを検証していくと いうことが当然の役割でありますから、その 検証の意味も含めて、やや立ちどまる部分の ところも必要なのかなという思いで、ちょっ と質問させていただきたいと思いますけれど も、いわゆる出先機関を丸ごと移譲するとい うことが、新しい今回の広域行政機構の考え 方、九州モデルの考え方だというふうに伺っ ておりまして、それはそれとしていいんです けれども、懸念事項の中にも述べられました が、ちょっと何ページのどこというのはわか りませんけれども、懸念事項の中でも述べられておりますとおり、財源措置がどうなっていくのかということ、これがやっぱりいろはの「い」であって、これなしで丸ごと移譲というのはあり得ないという話だと思っています。

そこで、新しい機構ができると、国の省庁 は基本的には残るんですね。霞が関に建設省 なり何々省なりいろんな省庁がありますか ら、それは残って、そこがいろんな予算を、 最初はまずそこですべての予算が国家予算と しては入ってくる。今度は、そこから例えば 振興局単位というんですかね、九州だったら この広域行政機構というところに配分されて いく、これがそれぞれの省庁間で配分されて いくということになるのかなというイメージ を持っておりますけれども、その部分がしっ かり担保されておらないと、仕事はどうぞや ってください、財源はだめですという話にな っては困るし、それはいわゆるいろんな事業 を積み上げた中で事業としてやっていかなけ ればならないわけでありますから、丸ごとで あれば、今だって九州単位のいろんな出先機 関が積み上げ方式で予算をずっとつくってき ていると思うんですね。それを国家予算の中 での配分という形で今事業をなされていると いうことですけれども、その仕組みそのもの が変わっていくのかな、どうなのかなという のが、よくイメージができておりません。そ こで、そこはどんなふうなイメージを持って いらっしゃるのか、ぜひこの際1回きちっと 話を整理しておくべきだと思っています。

でないと、地方分権、地域主権だと言って 旗を振って、何でもかんでももらえというこ とでやることは、今の段階ではある程度旗を 振らないと難しいという、相手がいる話です から、という思いはありますけれども、では 本当にその旗が正しい旗だったのかというの が、住民レベルで何らわからない状況の中 で、県民生活がどう変わってくるのかという 視点もまだ余りないようでありますけれども、その辺のところの精査をしていくのは当然議会の仕事でありますから、そういった部分のイメージがなかなかわきません。つまり、国からお金がどう流れてくるのかということ。金が流れてこなければ、とんでもない話で、それはできるはずもない話ですから、私はそれは反対しますよ。その、人、物、金というんですかね、そういったものの流れを今度どうきちっと担保をされていくつもりなのか、お願いします。

○坂本企画課長 企画課です。

16ページのところ、広域行政機構法の骨子 ということで出したのは、実はことしの2月 でございます。ポイントをまとめたこの紙自 体は7月ですが、4番目に、国による財源措 置や具体的な手続を法律で規定することとし ています。我々が考えている、九州で考えて います広域行政機構法は、人・物・金すべて を用意していただいた上でしか成り立たない ものです。その国による財源措置を法律で規 定してくださいということを、早い段階から 国に対しては申し上げております。そのイメ ージはどんなイメージかというと、国が財源 措置をするのに必要な資料は提出します、地 方から、こんなものが必要ですというのを提 出します。それに対して、国は財源措置を必 ずするということで、もしその財源措置に不 服があった場合は、内閣総理大臣に対して不 服を申し述べるというようなことのやりとり が可能な制度にしてくださいということを、 この機構法の骨子では言っています。それは 早い段階に九州の方から国に対して投げかけ ているんですが、それを検討していただいて おりますアクションプラン推進委員会等の中 で、中間取りまとめというのが出てくる予定 でした。というのは、もう前回から御説明し ておりますが、そういう中で、その中間取り まとめでどんな形にするというイメージが出

てきたら、それに対して地方から意見を言っていこうと思っているところなんですが、今出てきているのは、こんなことを検討しなければならないという課題がずっと出てきておりまして、それに対して、先ほど御説明しましたとおり、九州からは早い段階でそういう検討課題というのは、こちらから提示したでしょう、あとは国がそれに対してどう考えているかを示すべきですという意見書を10月7日に出しております。

その後の11月25日には、何かその検討課題 自体が集約されたイメージができています が、ではどういう形で、財源問題をどんな形 で整理するというふうに国の方がイメージし ているのかというのは、我々はちょっと今見 えておりませんので、それに対して反論のし ようがないというんですか、意見の出しよう がない状況でございます。

○前川收委員 非常に危険な状態だなと思っ ています。そこの確認がとれない状況の中で つんのめっていけば、後で「しまった」とい ったときに間に合わなくなってしまいますの で、そこはやっぱりきちっと財源なしで権限 下さいなんて言う必要はない。皆さんも、そ んなことを言うつもりもないんだろうと思い ますが、そこのところの整理は、やっぱりき ちっとすべきですよ。というのは、広域行政 機構を九州はやっていますけれども、財源が きちっと担保されないやつであれば、やれま せんよ、従来どおりだという形のメッセージ もやっぱり出さないと何が何でもみたいな話 でやってしまうと、私は非常に危険な状態に 陥ってしまうんじゃないかなというふうに思 っています。

それから、省庁間でいわゆる今までの予算 というのは全部流れていった。総理府か何か に、一元化するのかどうなのか私もよくわか らないんですけれども、その辺もまだ見えな いということだと、今のお答えではあろうか と思いますが、やっぱりその辺のところの確認をきちっとやらないと、ただつんのめって前に行くだけということだけでは、やっぱり非常に不安を覚えているというのが現状ですので、その辺をやっぱり着実に確認をしながら、少しずつ前に進まないと。一遍に前に進もうと思って、本来点検すべき部分が点検できてないという状況にはならないようにしていただきたいと思います。

熊本市の政令市のときだって、議会が指摘 したから、こういう差異が出てきますよとい うのを、きょう委員会で報告なさいましたけ れども、ほとんどのところが、県民・市民レ ベルは知らない話ですよ。それぞれの課同士 では話し合いがあっていたかもしれません が、もう来年3月なのに変わるんだというこ とがわからないままに進んでいるということ が現実にあっているわけですからね。まだ間 に合っているか間に合ってないかよくわかり ませんけれども、そういうところはきちっと 整理しながらやってもらわないと困ると思っ ています。議会としては、今時点においても 基本的には、この機構については、やるかや らないか、とにかくしっかり見きわめていき ましょうという賛否をはっきりしているわけ ではないわけですから、そこのところはしっ かりと、取り組んでいく上においてのポイン トとしてメッセージを出してもらえればと思 っています。九州全体の話ですからね。熊本 だけが言ってもだめなんですから、熊本だけ が先に立ちどまりますなんて言えない状況に ならないようにしてですね。それは恐らく、 財源の問題というのは各県みんな当たり前の こととして問題意識を持っていらっしゃると いうふうに思いますけれども、そこの確認を しっかりやってください。

○松岡徹委員 関連しますけれども、九州広域行政機構関係で各省庁との煮詰めですね、 総理は出すと言ったけれども、最近の総理が いかに不安定なものかというのは御承知のと おりで……。例えば、省庁との関係で私が気 になるのは、東北大震災があったでしょう、 あのときの国土交通省関係、東北整備局と か、そういうところで、言うならば4日間で 15の幹線道路を開通できるようにした。そ れをやったから自衛隊とかいろんなものがで きるようになった。そのために国交省では、 全国から2万人動員したと。やっぱり、国土 交通省としてのその道路に対する管理の蓄積 とか装備とか、そういうものがあるからでき たんだと国交省は言っているわけですよ。そ ういうふうな国交省が、いや九州には丸ごと 移しますというふうに、そう簡単になるのか と思うんですよ。だから、そこら辺は、今、 前川委員が指摘された財源の問題も当然ある し、実際その機能としてそういうことでオー ケーですというふうに国交省が言うのかなと いう点ですね。そこのところは、どんな具合 なんですか。

○坂本企画課長 14ページを再度ごらんいた だきたいと思います。

ここに箱囲みで書いておりますが、国の出 先機関の原則廃止は政府の決定事項であり、 地方もこれを信頼して具体的な検討を進めて きたということで、今その政府の中で国交省 がどういう御主張をされているのかというよ うなお話でしたが、それはたぶん、もともと 出先機関の原則廃止を決めたのは、東北大震 災の前のことであった。東北大震災を経験し た今となっては、もう1回考え直すべきでは ないかというような議論が国の方で行われて いるというのは聞いております。ただ我々 は、例えば九州地方整備局を丸ごともらった 場合に、受け皿として九州広域行政機構が九 地整を丸ごともらったときに、その権能、ノ ウハウすべて引き継ぐということで、つまり 人材も金もすべて引き継いだ場合に、では4 日間で道路をつくるとかいうようなことがで きなくなるのかと言われると、たぶんできる のだろうと。そういうようなノウハウもすべ て引き継ぐんだというふうに考えていまし て、そのことをもって国のままでなければな らないということではないだろうと思ってい ます。ただ、有事のオペレーションについて は別途法制化すべきではないかという議論が 今あって、その特別な場合は国の権限下で行 動するというようなことでもいいのではない かというような議論をされていることもあり ます。

ただ、我々はその政府の中の議論は早く整理して、こちらに投げていただいて、こちらからの意見を言わせていただくといいなということで考えているところです。

○松岡徹委員 課長は、その政府の方針を信頼していて言われたけれども、余り信頼してもろくなことはない。それは平成の大合併だって政府の方針だったけれども、やって大変な目にあっているわけですよ。

この問題は、いわば出先機関廃止ということの関係でいくと、いわば東北の問題は東北の振興局が頑張っただけではないんですよ。 国土交通省の全国単一の、いわば省として総力を上げてそういうことができたわけなんですよね。そこら辺のところも含めて、やっぱり改めて検討する段階にきているんじゃないのかなと。そういう点もきっちり煮詰めた上でどうなのかと。余り先のめりに行かないで、この前もこの関係は繰り返して言っていますけれども、そういうような点が必要じゃないかなと。

もう1つ道州制関係でちょっと聞きますと、これは結局は道州制につながっていくことになるわけですよ。その辺は、内容とタイムスケジュールという点ではどういうふうにとらえているわけですか。

○坂本企画課長 今のところ、その道州制の

問題と出先機関の原則廃止の問題とは別の問題としてとらえられておりまして、受け皿というようなことで、例えば九州のやり方の九州広域行政機構というようなところに国の出先機関をすべて集めて、そこで九州でのガバナンスをしていくということを積み重ねていくと、それはたぶん道州制の訓練にもなり、道州制へのステップともなるものだと思っております。

○松岡徹委員 それは、はっきりしているんですよ。九経連なんかの文書を見ると、それは一体のものとしてとらえられていると、私は理解しているんですよね。これはこれで道州制は別ですと言っても、路線としてはそうはなってないというふうに思うんですよ。

それで、ちょっと聞きたいのは、結局は、この前、蒲島知事が道州制の州都というのは言い続けることに意味があるとか、そんなことをおっしゃったけれども、私はそういったあり方は非常に危険だと。何かを掲げて、それは小泉さんが言ったように、郵政改革が本丸だと言ってやって、日本の改革が何がよくなったかと。そんなものでね。

例えば、いわば広域行政機構と道州制は不 可分の関係なんですよ。それでいくと、道州 制になると、この前も言ったけれども、いわ ば基礎自治体は30万ベースになっているわ けね。30万ベースというと、消防の広域化 で今4つに分けてやろうとしているけれど も、県南のブロック、あれが大体30万です よ。人吉、球磨から水俣、八代ね。そんなの が基礎自治体になり得るかと。平成の大合併 以上に悲惨な状態になる。そういったこと も、やはり熊本県としては、地方自治体とし てはちゃんと見ながら、そこら辺のところを やっぱり踏まえていく。いつでも何か、「そ れ行けどんどん」というような形で行くと大 変なことになるんじゃないかなと思いますの で、その辺のところはどういうふうに考えら

れておりますか。

○坂本企画課長 基本は、道州制を検討する に当たっては、基礎自治体がどういうボリュ ームであるべきかだとか、そういった検討は 欠かせないものであろうと思っています。た だ、現状では政府は道州制については検討の 射程に置くというような表現だったと思いま すが、そういう程度であって、実際はその道 州制を進めるという方向での検討だとかは政 府の方では進んでいないように感じておりま す。その中で、我々は今、現実的には目の前 にあるその出先機関の丸ごと廃止というもの をどうやって受けとめていくかということ で、政府の決定事項であるならばどうにかし て受けていくというようなことで、受け皿と しての九州広域行政機構というものを想定し て出したということで、発想として道州制と 関連はあると思っておりますが、別のところ から出た話でして、実は違う議論をしており ます。

○松岡徹委員 課長の気持ちはわかるけれど もね。蒲島知事は、この前の議会でもこう言 ったじゃないですか。広域行政機構は私が提 案してできました。そして、言うならば道州 制の州都を目指して叫び続けることに意義が あると。それはもう九経連の松尾さんも言っ ているようなことで、そして今度シンポジウ ムも松尾さんと一緒にやるわけだけれども、 やっぱりそれは30万ベースとか何かという のも、この間によって、道州制構想の輪郭と してはいろんな角度で示されているわけです よ。そういう点もやっぱりちゃんと見て、や っぱりこの路線を拙速に進めるとどういうこ とになるのかというようなことを、この間の 平成の大合併なんかの経験に立って……そう いう点では前川委員も言ったように、余りつ んのめらないで、きっちり立ちどまりながら 対応していくと。それはまた議会ともきちっ

と了解を得ながら、議会は議会として判断していくということが必要だと思います。これは意見として、答弁は要りません。

○中村博生委員長 意見ですね。

今いろんな意見が出ましたけれども、この 原則廃止も含め、道州制、今、国の方が立ち どまっているような状況でありまして、県と 国との協議、議論等がなされないような状況 であります。そういったこともありますか ら、前川委員の意見もそうでありますし、や っぱりこの委員会で、よしあし抜きにして審 議していこうということでありますので、委 員の皆さん方が一番御承知かと思いますけれ ども、今後の進め方として御理解いただきた いというふうに思います。

ほかにありませんか。

○松岡徹委員 地域主権改革に関連して、関係法律の整備に関する法律というのが説明では何回も出てくるけれども、この中身が、私はやっぱり、これは委員長への要望でもあるんですけれども、この関係法律の整備に関する法律という中身を執行部からきちっと説明してもらって、委員会で審議するということを検討してほしいと思います。

というのが、これをずっとチェックしてみると、1つは例えば子ども・子育て新システム、保育の問題ですね、これについては請願も出されて全会一致。この前は民主・県民クラブがちょっとあれだったけれども、その前は全会一致だった。意見書も出されている。保育だけじゃなくて、介護も障がい者も医療も、それから生活保護も公営住宅も、それから増地教育も高校の定員増とか、さまざまな問題がこのいわゆる関係法律の整備に関する法律では出ているわけですよ。基本的には、この中身というのは、いわば基準というものがあったのを参酌するとか努めるとかというふうになっているわけですよ。ですから、こ

れは執行部に質問というよりも、委員長への 提案でね。そこら辺のところが、ぜひ1回細 かく審議して、地域主権改革だから「それい け、どんどん」というわけにはいかん。やっ ぱり保育については意見書を議会として出し たけれども、それにつながる中身がいっぱい あると私は理解しておるわけですけれども。 保育についてとったような態度を、やはり当 議会としても、当委員会としても考えたらど うかなということです。

○中村博生委員長 今、松岡委員から提案が ございましたけれども、各常任委員会の方で 審議してもらうようになっておりますので、 ここの委員会ではちょっとどうかなという考 えであります。

○松岡徹委員 それは委員長の判断は判断だけれども、ここで説明があっているはずだから、いわば地域主権改革としてはこうなっておりますというあれだから、そのための委員会ですね。

○中村博生委員長 あったのは、例としてと言うと、悪いんですけれども、そういった形での説明だったと私は思っておりますので、やっぱりそれぞれの常任委員会でするのが筋であろうと思いますので、そっちの方で考えたいと思います。よろしくお願いいたします

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、次に政令指定都市関係 についての質疑に入りたいと思います。あり ませんか。藤川委員。

○藤川隆夫委員 政令指定都市実現に向けて の動きの参考資料の11ページからなんですけ れども、事務権限移譲に伴い関係者に新たな 負担が生じるということが、ここに記載され

ております。この中で内容を読んでみると、 どちらかというと精神障害、発達障害とかそ ういうものが含まれております。この方たち に対応として負担の軽減をするというような 形に書いてありますけれども、負担軽減する んじゃなくて、どこの市に住んでいてもその 市に出せば県につながり、県に出せば当該市 町村に連絡がいくようなシステムをつくりさ えすれば、別に利用者に対する負担は求めな くて済むと思うんですよね。だけれども、こ れを見ると、障がい者におのおのの市町村に 出向いてしろとか、いろんな形でここには記 載されているので、果たしてそれがいいのか なという気がしてしようがない。今までやっ ているところに、そのまま届けを出せば、当 該市町村なり逆に県なりにきちっとした情報 が伝わるようにしてもらえれば、別にこんな のものは必要ないと思うんですよね。それ は、どういうふうに考えていますか。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課で ございます。

今回、移譲に伴いまして手続等で変化があるものを記載しておりますが、それぞれ主には障がい者支援課あるいは高齢者支援課等での手続、主には障がい関係の手続になりますけれども、これについては記載のとおり、当然、移譲に伴って変化が伴う部分がございますが、この負担を軽減するような形での現在、事務手続の工夫を書いております。

実際の細かいところを、どこに書類を出してどういう流れでその書類が処理されていくというところについては、この場では私は承知しておりませんので、今、先生の方からいただきました意見を踏まえて、もし、より事務が軽減されるような部分があれば工夫していきたいというふうには考えております。

○藤川隆夫委員 負担が軽減されるんじゃな くて、負担が今までと同様な形にというのが 当たり前な話だと思うんですよね。政令指定都市になったからといって、住んでいる地域によって新たに書類を出し直さなければいけないというような話になるのは、これは本末転倒だと思います。だから、どこに住んでいても今までと同じような状況になるのが当たり前だと思うんですよね。だから、その付近を踏まえてきちっと、市・町間、県とつなぎをすれば、私はそれで済むと思うんですよね。それは、ちょっと考えていただきたいと思います。

○吉田健康福祉政策課長 ここに掲載しておりますものは、主に今まで県に出していたものを県ではなくて熊本市の方に出すように変わったというようなものが中心でございまして、そのあたりは十分、受給者あるいは利用者の方に、窓口は変わりましたという周知は、熊本市、県の方からやっていきたいと思っております。

そのほか、転居に伴いまして手続が若干変わるものにつきましても、診断書等、添付書類等は県と市でうまく連絡が行くような形での内部での事務処理はやりたいと思っております。

いずれにしましても、御指摘を踏まえて検 討できるものは検討していきたいというふう に考えております。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。前 田委員。

○前田憲秀委員 済みません。今の藤川委員 のところなんですけれども、私も負担の軽減 というのがずっと気になっておりまして、この例にもありましたパスポートあたりは以前 にも私はお伺いをして、県で集中して今まで 受け付けたのが、今、県下でも実施されていますけれども、旅券作成の機械が数千万円か 何かするんだったですかね、県以外には、ど

こにも設置できなくて、申請書類等の交換の 日数がかかる。その負担はわかると思うんで すけれどもね。ワンストップで各市町村で受 け付けまできて、ただ交付までの日数がかか る。その負担はわかるんですけれども、先ほ ど藤川先生も言われていたような、政令市移 行において提出する場所が変わるだとか、よ り便利になるならともかく、何かこう負担を 軽減するという、何か手間がかかるというの がどうも引っかかるものですから、私もそこ は関係の部署はいろいろまたがるんでしょう けれども、そこはなくなるような形で、私も そこはしっかり努めていただきたいなという ふうに思います。

今、能登課長の方からずっと説明があって、一部ないところもあったんですけれども、周知を図るだとか、協議は済んでいるだとか、いろんな表現があるんですけれども、利用者側からして、政令市移行になって不便になったらやっぱりそこがまず一番判断のところじゃないかなというふうに思います。そこは私からも、しっかり要望したいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○能登市町村行政課長 私も説明不足のところもありまして、申しわけございませんでした。

今回お示しした影響のある事務については、移譲のメリットも当然ございます。例えば、先ほど最初の例で申し上げました自立支援医療費の移譲のメリットにつきましては、現在は申請書の受け付けだけを熊本市が行いまして、それを県で認定を行うというような事務でございますが、それを熊本市が認定までの事務を一貫して実施することにより県への進達期間の短縮等が図れるようなメリットもございます。そういったメリットができるだけ生かされますように、影響については極力負担軽減が図られるように、関係部局とも相談しながら対応してまいりたいと思いま

す。

○中村博生委員長 ほかに。前川委員。

○前川收委員 今お話があったものに関連な んですけれども、社会的弱者の皆さん方に対 しての全く知らなかったんですけれども、見 れば、そういう皆さん方に対して何か変化が 生じてしまって、それが結果として負担にな るということが、これをずらっと見ていく と、違うのもありますけれども、そういうの が多いですね。それは何か議論の過程の中 で、今まで県もやっていたんだから、これも 県で受け付けて、これまで従来どおりやりま すよというやり方はできなかったんですか ね。もちろん市でもできるけれども、経過措 置として県でも受け付けるということで、そ の状況を見きわめて最終的にはきちっと市に 移管する。やっぱり経過措置とか必要じゃな いですか、激変緩和とかですね。そういった 措置をとろうという何か話はなかったのか。 担当課長はどっちなのか知らぬけれども、特 に福祉関係ですよ。

○吉田健康福祉政策課長 資料にも幾つか抜 書きしておりますが、行政的な手続について は、記載のとおり来年の4月1日から切りか わっていくということになりますが、特に福 祉関係の相談関係につきましては、例えばこ の資料の11ページに精神保健福祉センターの 設置、運営というのがございます。これにつ いては、現在、長嶺にあります県の精神保健 福祉センターで一括して相談をお受けしてお りますが、新たに市の方で設置されれば当然 相談先は変わってまいりますが、影響に対す る対応策にございますように、当分の間につ いては、熊本市民からの相談についてもケー ス・バイ・ケースで対応していくというよう な形で、若干の経過的な対応は行うというも のも生まれてございます。

○前川收委員 こういう対応を、いろんな申 請手続の問題であっても、一たん県がきちっ と受け取って、これまでどおりやりますと、 これは経過措置ですよ。そのときに、今回は こうですけれども次回からはこうしてくださ いよみたいな話で、激変緩和的な経過措置の やり方というのは、一般的には、市町村合併 をやったときも皆そうしていましたよ。一遍 に全部変えるというのは難しいということ で。特に、こういう福祉関係の分というの は、もともとやっぱり書類提出そのものが本 人や家族にとっても非常にプレッシャーにな っているような書類ですから、そういうのは 今からでも激変緩和で、運用のやり方ででき るんじゃないの。そういう運用等々をもう1 回再検討してみたらどうでしょう。4月1日 からこっちですということじゃなくて、両方 に窓口は開きながら徐々にそういうふうに変 えていくというやり方ですよ。そういうやり 方ができないのかどうか。条例がもし邪魔し ているんだったら、条例を変えればいいじゃ ないですか。附帯事項か何かつけておけばい いんでしょう。

○吉田健康福祉政策課長 決め事でそこはどういうふうにするかというのは別にして、実際の運用としては4月1日以降、前の窓口に、県の窓口においでになったときには、きちっとその辺をうまく市の方に引き継げるような形での現場の対応というのは当然必要かと思います。

○前川收委員 現場の対応というのは、受け付けて「ああ、これは、済みませんが熊本市に持っていってください。」というのであれば、それは対応じゃないですね。そこで引き取ることが対応なんですね。そこまでできるということですか。

- ○吉田健康福祉政策課長 そこはちょっと、 この場では即答しかねますので、御意見を踏 まえまして、どこまでそういった対応ができ るか検討させていただきたいというふうに思 います。
- ○中村博生委員長せんと、だめですね。
- ○前川收委員 ぜひ、やってください。
- 〇中村博生委員長 ほかに。山口委員。

〇山口ゆたか委員 関連して、16ページの有料老人ホームの設置、指定居宅サービスの事業者等の指定とかについてなんですけれども、今、対応策として調整の場を持つこととしている、こういう表現で書いてあるんですが、一義的に同じような形で語ることはできないと思うけれども、24年度から新たな形で、市の方が例えば基準を緩和していくのか、緩やかな形になろうとしているのか、そういう状況がわかれば、わかる範囲でいいですからちょっと聞かせていただきたいのと、この調整の場というので、どういったことをされていくのかお聞かせください。

○吉田健康福祉政策課長 有料老人ホームの 設置等に関しましては、高齢者支援課の方で 今所管してやっております。今後、設置しよ うとする際の事業者からの設置届け出を受理 して、必要に応じて立入調査、指導を行うと いう業務になります。これにつきましては、 ことしの4月以降、県・市間で事務担当者の 打ち合わせをやっておりまして、現在、移譲 する細かい事務のリストに基づいて事務的な やりとりをさせていただいているところでご ざいまして、県、市での調整の場というの は、今後また実際にやります4月に向けて今 から持っていくというような状況でございま す。理屈でいきますと、独自に市が基準を条 例で定めるということになっておりますが、 そこは県・市間でどういった形にするか十分 調整をさせていただきたいなということで、 事務方で今協議をやっているところでござい ます。

○山口ゆたか委員 確かに市の実施も認めながら、しかしながら、また緩和が進んで変わるというのもなかなか難しいのではないかという気もしますので、そういった点にもちょっと配慮しながら、調整の場を通じて、あと2月に報告という形になるでしょうけれども、できれば熊本市の意向も尊重しつつ、全体としてのバランス均衡のとれるようにお願いしたいと要望しておきます。

○中村博生委員長 要望ですね。はい、岩下委員。

○岩下栄一委員 地方分権とか権限移譲とかいうのは、結局、住民のサービスの向上とか効率化というのが1つの大きな目的なんですね。さっき藤川先生がおっしゃっているように、権限移譲されてサービスが低下するというか、よくないことで問題なんですけれども、1つ結局、権限移譲と並行的に考えなくちゃいかぬのは人間なんですね。人材ですけれども、結局、権限は移譲したけれども市の人間の対応ができないということもあるので、今の時点で県と市の人事交流とか人材の交換とか、そういうのは現時点ではどうなんですか。

○古閑人事課長 今年度につきましては、市から30名、県の方に受け入れて、今おっしゃいましたいろんな業務で研修を行っております。

24年4月以降は、逆に県から市の方に県の 職員を派遣しまして、現場でいわゆる指導・ 助言をするというようなことで、現在のとこ ろ25名程度を24、25年と2カ年にわたって派遣する予定にしております。

〇岩下栄一委員 権限移譲、政令市、いろいろ市民は今のところ随分戸惑っているんですね。やっぱりサービスの低下がないように、ぜひこの人事交流をうまくして、効率アップ、サービス向上をお願いしたいというふうに思います。

○平野みどり委員 関連なんですけれども、 14ページの方に、県費負担の教職員の任免に 関する事務というふうに出ています。それぞ れで採用、人事評価、懲戒処分等々をやると いうことですが、一昨日ですか熊本市の方で 高等養護学校を設置するというような記事が 出ていました。小中の部分は地域の学校の中 で今後検討するということですが、とりあえ ず高等部というものができるということにな ると、八代市立養護学校でもそうでしょうけ れども、専門的なスキルを持った先生方が、 やはり交流していく必要があるんじゃない か。熊本市以外のところだけで移動していて もよくないわけで、熊本市だけで今後は養成 できていても、これまでの経験を蓄積した教 職員が十分いるとは考えられないわけで、双 方にとっても今後も移行期の人事交流だけで なく、恒常的にもやっていく必要があるので はないかなというふうに思うんですけれど も、そこらはどういうふうな……。今、大筋 の合意ができていて、運用についても協議中 というふうにありますけれども、今、必由館 と千原台の方にも、一たん県職員をやめて市 の職員になるという形で異動があっていると 思いますけれども、そういう形になるという ふうに考えていいんでしょうか。

○田中教育政策課長 教育政策課です。

今お尋ねの高等学校につきましては市立、 いわゆる熊本市立の高校というのはまだ2校 しかございません。今後、市の高等養護学校ができてきますと、それで3校になりますけれども、特に高校につきましては数が少ないものですから、熊本市の方もちょっと懸念を抱いていまして、そこは詳細に今協議を進めているところでございます。

今後できる高等養護学校につきましては、 さらにまた県の方に特別支援教育室がありま すから、そちらとも協議を進めいくことにな るかと思っております。

○平野みどり委員 高等養護学校もそうです し、小学校・中学校に支援学級とかあります よね、そこにもやっぱり県立の養護学校、今 後支援学校といいますが、そこで働いている 先生たちが交流していく必要があると思いま す。県立の高校、市立の高校ということだけ でないとところでも今後とも交流がされるよ うに、今後ますます必要になってくるんです ね。小学部、中学部をつくらないということ になると、支援学級でさらに充実させて高等 部につなぐということが必要なので、ますま す県立の支援学校で経験を持った先生方がそ ちらに行くという必要があると思いますの で、ぜひそこら辺も含めて検討していただき ますように要望しておきます。

○中村博生委員長 要望ですね、はい。 ほかにありませんか。

○泉広幸委員 政令指定都市になって、事務権限が県から市の方に移譲される。その後、区の役割ですね。それぞれ5つの区があると思うんですけれども、いろんな申請等は区でもできるんですか、どうなんですか。

○能登市町村行政課長 住民票関係、印鑑登録関係、そういった基礎的な事務も含めましてかなりの事務が区役所の処理が可能となります。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 政令指定都市誕生後の県内 各地域の将来像の案が書かれております。県 北、県南のビジョンが書いてありますけれど も、このビジョン自体は各市町村に恐らくヒ アリングして書かれたものだろうというふう には思うんですけれども、ある程度、裏打ち のできたような形のビジョンに。その他です か。それでは、いいです。

○中村博生委員長 ほかには。

(発言する者なし)

○中村博生委員長 なければ、これで質疑を 終了したいと思います。

それでは、続きまして閉会中の継続審査に ついて、お諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件につきましては、審査未了のため次期定例会まで本委員会を存続し審議する旨、議長に申し出ることとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、その他に入ります。はい、藤川 委員どうぞ。

○藤川隆夫委員 先ほどの県内各地の将来ビジョンに関してなんですけれども、恐らく各市町村でヒアリングされて書かれたものだと思うんですけれども、具体的に事細かに書いてある部分があるんですけれども、この部分に関しては裏打ちがされて書かれているのかどうか。例えば、水俣市立病院では、物を売るようなところを併設するみたいな形で書かれてあったりだとか、天草に行くと医療機関と連携してメディカルツーリズムとかいろんなビジョンが書かれていますけれども、その書かれた裏打ちというのはされているのかど

うか、この全体像の部分も含めて。

○坂本企画課長 企画課です。

基本的に意見交換をしていく中で、市町村から出た案、こういうことをしたいということで出てきたものをまとめております。

市町村で裏打ちがされているかどうかの確認をしたわけではありませんが、首長さんがそういうことをしたいという方向性を示されて、我々県庁内部で所管の関係課と協議をした中で、そういう方向で行くのであれば県もそういう方向でいいのではないかというような、そういう内部での調整はやっております。

○藤川隆夫委員 市町村の意向を聞きながら されたというのはよくわかるんですけれど も、ただ県として、こういうビジョンを出す のであれば、きちっとやっぱり県が、市町村 が幾らこれをやりたい、あれをやりたいとい っても財源の問題もあるし、いろんな意味で の資源ですよね、医療だって医療資源の問題 もあるし、いろんな問題があると思うんです よ。この部分のある程度の裏打ちがないと、 本当は県のビジョンとして策定すべきではな いんじゃないかと思うんですけれども。

○坂本企画課長 そういった意味では、実は 具体的な計画というような形で、いつまでに こういうことをするということではなくて、 方向性を共有化するということで進めてまい った作業です。実際には今後の例えば新知事 のもとで策定することになる次期の4カ年戦 略でありますとか、そういうことの中で具体 的にいつまでにどういうことをするというこ とを議会の議決を経ながら策定をしていくこ とになりますので、そういう中で議論は進ん でいくのではないかと思っております。

○前川收委員 県内各地、首長さんたちと面

談しながら、それぞれの意見を聞かれて、ア バウトに6つの地域分けをしながら、それぞ れのビジョンをお書きになっていらっしゃっ て、その内容は私は細かくとらえるつもりは ございません。それぞれの地域の中で意見が あって、想像し得る範囲の中で大体のイメー ジと重なっているんだろうなというふうに思 っています。

ただ、忘れていただきたくないのは、なぜ このビジョンをつくったかということですよ ね。要は、政令市ができるということに対す る政令市以外の地域における不安感があっ た。基本的な考え方はもうこっちに書いてあ るとおりですね。そこがあって、このビジョ ンができたわけであります。これから来年度 に向けて、また具体的なこの内容の取り組 み、もちろん文章だけで終わってしまって実 現できないものも中にはあると思います。ち ゃんと文章どおりにきちっと実現していくも のも中にはあるというふうには思っていま す。これが全部の約束ではないというふうに は思っています。イメージだと思っています が、いかにイメージといっても、これ紙で書 いて、はいどうぞということでは、やっぱり 困ると思っているんですね。全部推進します とか進行しますとか、努力しますとか書いて あるわけですからね。その際に必要な実行体 制というのは何かといいますと、私は振興局 だと思っております。それぞれの地域にあり ます地域振興局、これが最近、人も減り予算 も減りという形の中で、何かどんどん衰退し ているというんですかね。県の意図は、振興 局の統廃合とかという話もないわけではない らしいけれども、それは置いておいて、今こ れだけの政令指定都市ができた後に、これだ けのビジョンを掲げて、わざわざ市町村長さ んとちゃんと話をして、その上でビジョンを つくったんですから、あとは実行体制をどう つくるかですよ。その実行体制というのは、

出先機関の振興局だというふうに思っていま

す。県庁で全部やれるわけではない。振興局の中に市町村長と一緒になって推進していく、そういったものがなければ、これこそ何も変わらなければ絵にかいたもちになってしまうと思っていますが、今後このビジョンを前提にした振興局の機能強化については、何かお考えがありますか。

○古閑人事課長 今、前川收委員から御質問 がございましたけれども、現在、各地域にお ける振興局の役割というのは非常に重要だと いうことは、認識をいたしております。

ただ、一方で、御承知のように市町村合併 等のいわゆる大きな変化がございます。また、それに加えて今回、政令市への移行といった変化、それをどういうふうにとらえて振 興局の今後の将来像を描くのかということ が、1点ございます。

さらに、あわせまして、今お話がございましたこのビジョンを踏まえて各地域の振興を どういうふうにやっていくのかというような 点もございます。

以上の点を踏まえ、今後、地域の意見も十 分慎重にお聞きしながら対応を検討していき たいと考えております。

○前川收委員 しっかり地元の意見を聞いていただいて、今でも皆さん方が思っていらっしゃる以上に、少なくとも私の地域や、皆さんのところもそうだと思いますけれども、振興局が果たすべき役割というものは非常に大きいというふうに思っておりまして、その機能が少しずつ少しずつ減っているというのが私の実感でありますから、ぜひこういうビジョンをおつくりになったのであれば、振興局の機能強化に向けた準備をもう1回やっていただければと思っております。以上です。

○杉浦康治委員 関連して。これは市町村から出てきていますので、そのところどころで

非常にいい案になっていると思います。

今、前川先生もおっしゃるように、ただ紙に書きましたというような形でなくて、これを実現できるように県としても深くかかわっていただきたい。市町村任せということはないと思いますけれども、できるだけ深くかかわっていって、この目標の達成に向けて頑張っていただきたいというふうに要望しておきます。

○中村博生委員長 要望ですね。

○松岡徹委員 これ要望、意見ですけれども ね、答弁しなくていいですけれども、知事が いわゆるかばマニに何て書いておられるかと いうと、政令市になれば県全体が底上げする と。そう単純でなかったということが、県議 会の議論の中でもあっております。それはそ れとして同時に、政令市以外の県内各地に人 と金を投入して、政令市以外の政策推進に当 たる、そんなことを書いておられるわけです よ。人と金ね。

きょう報告があったその構想自体は、これ はこれとして今後さらに中身の濃いものにし ていく必要があるが、実際に熊本市以外の、 その中で特に知事も言っておられる、とりわ け疲弊した地域の再生に投入するということ まで、かばマニには書いてあるわけですけれ ども、そういう点で見た場合に、その人と金 をどうするかというような点では、先ほども あった地域振興局の役割が非常に大事だと。 この県土ビジョンは6か、振興局は今10か な。消防は4ブロックになっておるでしょ う。ぐちゃぐちゃになっておるわけよね。そ の辺のところを、やっぱり熊本市以外の再 生・振興のためにどう知恵も人も金も生かす かという点では、これを本当に実効あるもの にするためには、そこら辺を抜きにはできな いと思うので、そういう点も十分検討してい ただく必要があるのかなという意見ですね。

○中村博生委員長 意見ですね。今の点、よ ろしくお願いいたします。

○重村栄委員 政令指定都市移行に伴う権限 移譲の件でお聞きしたいんですけれども、今 回の一般質問の中で小早川議員が熊本港にか かわる件で、権限を熊本市に移譲したらどう かという質問をされました。これに対して蒲 島知事は、否定的な答弁をされました。その 理由として、熊本港は広く県民が利用するも のであって、市民に偏った利用がないという ことを理由に挙げられたというふうに私は記 憶いたしておりますが、それにかかわって、 今回権限移譲されなかった港湾の中に、河内 港と百貫港があります。この2つの港は、た ぶん私が推測するには、ほとんど熊本市内の 人しか利用しない港ではないかという感じで 受け取っているんですけれども、もしそうで あれば、蒲島知事の答弁からすれば、熊本市 に移行するのが当然ではなかろうかなという ふうに感じるんですけれども、なぜ移行され なかったのか、今回の協議の中でそれができ なかったのか。あるいは今後の対象検討課題 にされる可能性があるのかないのか。基本的 な考え方を聞かせていただきたいと思いま す。

○金子監理課長 そもそも港湾施設自体は、 県管理になっております。政令市になったからといって、市町村に即移管するものではないだろうと思っています。これは熊本県内に商工関係の港湾はかなり多いんですけれども、それがすべて政令市になったからといって市町村に移っていくわけではないと思っています。

ただ、熊本港と八代港については、役割分担の中で、市とどう話をしていくかという意味では、熊本港については人流・物流の拠点として、熊本市だけに受益者がいるわけでは

ないから、県として管理する必要があるんじゃないかという知事の意見だったろうと思っております。ただ、河内港とか百貫港とか、それ以外の港湾については今後、熊本市、政令市移行後でも、権限移譲については協議を進めていかなければいけないことになろうかと思っております。

○重村栄委員 いろんな法律の縛りの中で県 の管理という基本的な考え方があるようです けれども、現実問題として広く県民が使うと いうものではない。たぶん99.99%ぐらい熊 本市内の人が使うんだろうという感じがいた します。そういう現実を見ると、では本当に 県が管理をしなくちゃいけないのかなという 現実論でやっぱり物は考えないといけないん じゃないかなという感じがしますので、今回 すぐどうのこうのでなくてもいいですから、 今後の検討課題としてしっかりその辺は議論 してください。そうしないと、やっぱり県民 になかなか説明しづらい部分だというふうに 思います。ほかにも、そういったものが幾つ かあるだろうという気がしますので、細かく 見ていただいて。熊本市としては、とりたく ないという気持ちもわからないではないで す。でも、それはやっぱりきちんとしたもの をしないと、どこかできちんとした線引きを しておかないと、この分はこっち、この分は こっちという、変にあいまいさだけを残すと よくないと思いますので、よろしくお願いし たいと思います。

○溝口幸治副委員長 済みません、簡潔に。 この各地域将来像の案の、きょう説明なかっ たですけれども、9ページのまとめのとこ ろ、まとめの上から3行目、「本県は」とい うところから始まって3行目の「市民力など 個性あふれる資源に満ちています」、この 「市民力」が非常に得体の知れないことだと いうか、蒲島知事が本会議場でも、熊本の市 民力という表現を使われることがありますけれども、これ何かよくわからないというか、「個性あふれる資源」につながってくれば、まあ独特な特異な力なんだろうと思いますけれども、何か紛らわしいというか、よく意味がわからない言葉はやっぱり省いた方がいいんじゃないかなというふうに思います。

よくかばマニとかにも、「県民」とか「県 民総力戦」とか、そういう言葉は踊りました けれども、この「市民力」というのは、最近 何か蒲島知事が使われるようになった印象が ありますし、非常に何か誤解を招くという か、よくわからないという感覚がしておりま すので、ぜひ省いていただきたいと思いま す。別に答弁は要りません。

- ○坂本企画課長 できれば、わかりやすいような表現にさせていただきたいと思います。
- ○中村博生委員長 よろしくお願いいたしま す。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、これをもちま して第5回道州制問題等調査特別委員会を閉 会いたします。

午後12時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長